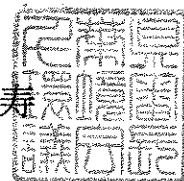


千環審第22号
平成24年12月18日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境審議会
会長 田 畑 貞



水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例の一部改正骨子案
について (答申)

平成24年12月7日付け水保第866号で諮問のあった下記事項については、別添案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する
条例骨子 (案) について

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する 条例骨子（案）

1 背景

県では、県内の公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法施行令（以下「法施行令」という。）で規定する特定施設を設置する事業場（以下「特定事業場」という。）からの排水について、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（以下「上乘せ条例」という。）により、県独自の上乗せ排水基準を設けて規制を行っている。

平成24年5月に法施行令が改正（平成24年5月25日施行）され、1,4-ジオキサンが規制対象の有害物質に追加されるとともに、特定施設が2施設追加されたが、現在、これらの施設には上乘せ排水基準が適用されず、法による全国一律の排水基準が適用されている。

このため、上乘せ条例を一部改正し、追加特定施設に適用する上乘せ排水基準を設定する。

2 改正にあたっての考え方

- 県内の公共用水域においては生活環境項目（※1）の環境基準が依然として未達成の水域があること、法施行令改正により追加された特定施設を設置する特定事業場についても汚水を発生させることから、既存の特定事業場と同様に負荷の低減を図る必要がある。
- 上乘せ排水基準の設定に当たっては、既存の特定事業場の排水基準と整合を図る必要がある。
 - ※1 生活環境項目：生物化学的酸素要求量(BOD)若しくは化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、油分(ノルマルヘキサン抽出物)等
- 有害物質に追加され、排水基準が定められた1,4-ジオキサンについては、これまで県内の公共用水域においては環境基準の超過がなく、また、国の一律排水基準の設定により、特定事業場からの排出量は今後減少することが想定される。

3 改正の内容（案）

(1) 追加対象事業場

以下の特定施設の設置により新たに特定事業場となる事業場

ア 法施行令別表第1 第38号の2に定める特定施設

「界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

イ 法施行令別表第1 第66号の2に定める特定施設

「エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設」

(2) 規制内容

追加対象事業場の排水については、既存の特定事業場と整合を図るため、現行の上乗せ条例に規定する業種・施設の排水基準を適用する。

なお、1,4-ジオキサンについては上乗せ基準を設定せず、国の一律排水基準(0.5mg/L)による規制とする。

4 施行予定

平成25年4月1日(既設の特定事業場にあつては、必要な経過措置を定める。)